

SUN Running Club (サンランニングクラブ) 規約

第1条 (名称)

本会の名称をSUN Running Club (サンランニングクラブ)とする。

第2条 (設立日)

本会の設立日を2018年4月1日のおりとする。

第3条 (事務所所在地)

本会の事務所を代表者の住所におく。

第4条 (会の目的)

本会はランニングによる健康の維持及び増進を図る。
ランニングの普及、地域社会に貢献することを目的とする。
会員さんへ感動と喜びそして満足を与える。
記録更新の目標に向かって頑張っていく。

第5条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 月数回練習会の開催
- (2) 大会への参加
- (3) 親睦会等の開催
- (4) 会のイベント・記録会等の開催及び参加

第6条 (会員)

この会は、第1条に係わる関係者をもって会員とする。

第7条 (入会)

会の入会については会の目的に賛同し活動してくれる事。

- 2 会員として入会する場合は会が定めた方法で申し込みを行う事とする。
- 3 会が定めた年会費及び月額費を納めたら会員とする。

第8条 (退会)

退会の申し出があった者。

- 2 期日までに年会費及び月額費を納めなかった場合。
- 3 会の会員として相応しくないことが認められた場合。

第9条（除名）

当クラブでは、会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格の一時停止または除名することができる。

- (1) やむをえない理由を除き、クラブが定める諸経費等を3ヶ月以上滞納し、請求があっても完済しないとき。
- (2) 規約、その他当クラブが定める規則に違反したとき。
- (3) 当クラブの名誉、信用を損なう行為、または秩序を乱す行為があったとき。
- (4) その他、会員としての品位を損なうと認められる非行があったとき。

第10条（会費）

年間費として6,000円（税別）を徴収する。

但し2ヶ月未満の入会者は3,000円（税別）とするが途中の変更は受けつけない。
年間費の入金後は如何なる場合も返金はない。

2 月額費として以下の方法として徴収する。

- (1) 1ヶ月参加者 2,500円（税別）
- (2) 3ヶ月参加者 6,000円（税別）
- (3) 6ヶ月参加者 9,000円（税別）

月額費の入金後は如何なる場合も返金はない。

途中の変更も受けつけない。

3 月額費を入金した次の月から練習会の参加とする。

4 休会する場合は休む月の1週間前までに申し出ること。

再開する場合も参加する1週間前までに申し出ること。

但し、休会期間が2か月以上続く場合は退会処理とさせて頂く場合がある。

その際には年間費の半分会返納いたします。

5 会のイベント及び記録会等で特別な練習会の場合は別途参加費を徴収する。

第11条（スポーツ保険の加入）

会員は各個人の責任においてスポーツ保険に加入する事。

2 練習中や大会参加時の事故・病気・怪我等は責任を負いませんので、了承すること。

3 クラブで加入しているスポーツ団体保険は十分ではない。

内容を確認の上、各自保険規約を確認すること。

第12条（会費の期間）

毎年1月1日から12月31日までとする。

第 1 3 条（個人情報）

会員の個人情報はクラブ活動に必要な時だけの使用とする

- 2 会の関連する大会やイベント等で撮影した映像や画像の肖像権は当クラブが管理しホームページやSNS等を使用する。それ以外の目的での使用は禁止する。

第 1 4 条（役員）

この会に以下の役員を置く。

代 表 1 名

副代表 1 名

事務局 1 名

- 2 代表以外の役員の選任は代表及びコーチ陣が選任する。

第 1 5 条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第 1 6 条（運営）

本会は、第 1 条の目的を達成するために、必要な活動を行う。

第 1 7 条（規約改正）

本会の運営に規約改正が必要な場合は、役員及びコーチ陣の話し合いにより定める。

第 1 8 条（適用）

この規約は、2020年9月1日より適用する。

第 1 9 条（附則）